

IC乗車券の不正処理について

当社では、不自然な入場情報の取消しが行われているIC乗車券（Suica等）の処理データに関する調査結果を2010年7月21日に発表し、以降も継続して調査を実施しておりますが、あらたに当社社員がIC乗車券の不正な入場情報取消処理を行っていた事象が判明しましたので、ご報告いたします。

お客さまをはじめ、関係の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社では、今回の事態を厳粛に受けとめ、引続き社員に対する指導・教育を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

1 不正処理に関する調査方法並びに調査結果

先般の調査は、他の鉄道会社を利用する際に行われた不正処理を主眼といたしましたが、今回は、当社線利用時における不正処理を主眼に調査を行いました。

この過程で、当社線内の区間を限定した乗車証を交付されていた社員*が、区間外でSuica等のIC乗車券で入場した後、正規に出場せず、後刻改札窓口に設置してある端末により入場情報を取り消していた事象が判明しました。主なケースは別紙1のとおりです。

* 当社では、職務乗車証を社員へ交付していますが、亡失等が発生した際には一時的に区間を限定した乗車証を交付しています。

調査方法

- ・ 2009年4月から2010年3月に入場記録を取り消したデータを抽出したうえで、当社社員による不正な処理の疑いのあるIC乗車券を対象に、カード発行時に遡ってさらにデータを抽出するとともに、関係する社員への聞き取りを実施しました。

調査結果

- ・ IC乗車券（Suicaカード、ビュー・スイカ等）で入場した後、自動改札機等による正規な出場を行わず、改札窓口に設置してある端末により入場情報を取り消していた事象が判明しました。
- ・ IC乗車券のデータについて不正な処理を行った社員は7名、不正乗車金額は71,270円となりました。

2 関係者の処分

上記調査結果に基づき別紙2のとおり処分を通知しました。

3 再発防止策

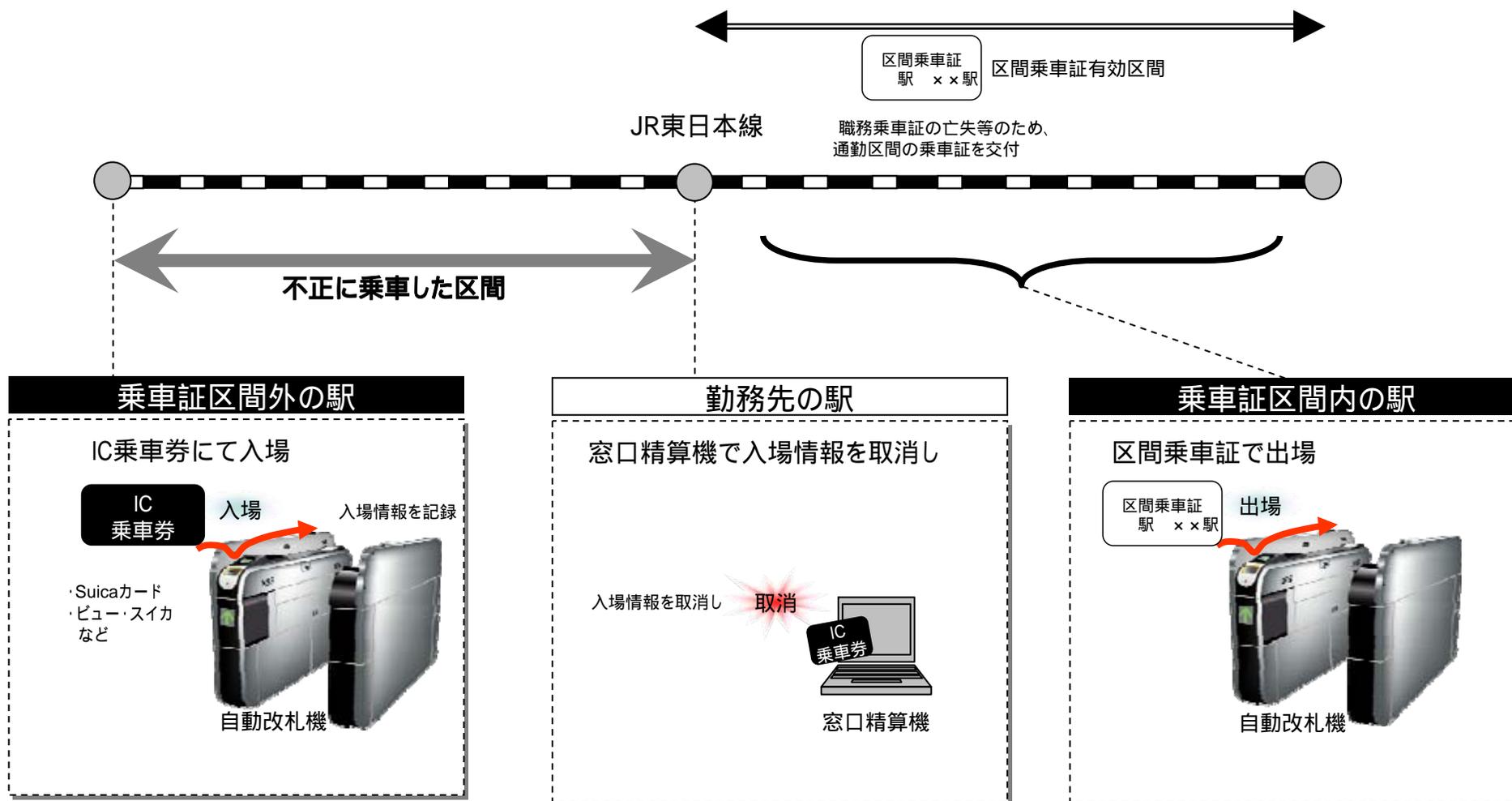
駅社員に対して、私物（私金、クレジットカード、私物のIC乗車券等）の改札窓口への持ち込み厳禁及び窓口端末での私物の処理の厳禁について、再度徹底します。

また、定期的に一定期間のデータを抽出し、不正な処理が疑われる事象について調査を実施します。

さらに、職務乗車証の厳正な取扱いについて全社員に対し再度指導します。

以上

不正乗車の主なケース



別紙 2

関係者の処分内容等

1 実行責任（計7名）

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 懲戒解雇 | 3名（東京支社3名） |
| (2) 諭旨退職 | 2名（東京支社2名） |
| (3) 出勤停止10日 | 1名（水戸支社1名） |
| (4) 減給 | 1名（東京支社1名） |

2 管理監督責任（計3名）

現業部門の管理者（駅長3名）

- | | |
|----------|------------|
| (1) 訓告 | 1名（東京支社1名） |
| (2) 厳重注意 | 2名（東京支社2名） |